

24 条 申 請 確 認 項 目

- 1、 別紙参考事項用紙の記入提出。
- 2、 土地所有者の確認及び所有者外の時は、入口の承諾書添付。
- 3、 民地排水処理の確認及び水利管理者の排水承諾、構造物設置承諾の添付。
- 4、 水道、ガス等占用物件の引込みの同時施工の確認。
- 5、 植樹の撤去が必要な工事は、覚書きの提出及び出入りの時に見通しの悪い箇所は申請時に移植等を行う事。(完成後に国道交通省での撤去は行わない。)
- 6、 暫定バイパスの場合の中央分離帯の切り開きを行わない事などの念書提出。
- 7、 用地境界杭、鉋、距離標等の復旧を図面に記入する。
- 8、 現在農地の場合は、農地転用の書類を添付。
- 9、 開発行為の場合には、開発許可書を後で添付する様に書面に明記し提出する。開発許可提出後に、着工届の受理を行う。
- 10、 信号機、標識等の確認。
- 11、 官民境界線を赤での記入にする。

住所

氏名

印